

令和7年度倉敷市入札参加資格審査申請書提出要領

本市が発注する「建設工事」及び「測量、建設コンサルタント業務等」の入札に参加を希望される方は、次により、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

注意点及び昨年度からの変更点

- (1) 提出書類「5. 技術職員名簿」及び「16. 舗装業者表」の別紙「舗装業者表について」を、健康保険証廃止に伴い、雇用関係確認書類を修正しました。
- (2) 様式9「測量、建設コンサルタント業務等希望内訳書」裏ページの「技術士」欄について、選択科目の内訳人数を記載する欄を一部の部門で追加しました。

1 申請書の提出を受ける建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の業種及び対象者の要件

- (1) 建設工事…建設業法第2条第1項別表に掲げる「土木一式工事」等29業種
申請を希望する建設工事の業種について、契約締結先となる営業所において建設業の許可（建設業法第3条）を受け、総合評定値の通知（建設業法第27条の29）を受けている建設業者。ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、審査基準日が令和5年7月31日以降であり、希望業種の完成工事高（2年ないし3年平均）が「0」でないこと。
- (2) 測量、建設コンサルタント業務等…「測量」「土木関係建設コンサルタント業務」「建築関係建設コンサルタント業務」「地質調査業務」「補償関係コンサルタント業務」の5業種
申請を希望する業務のなかで、「測量」においては測量法に基づく登録、「建築関係建設コンサルタント業務」のうち建築一般、意匠、構造を希望する場合は、一級建築士事務所の登録をしていること。

2 申請書を受理しない場合

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する場合
- (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の事実が記載してある場合
- (3) 申請書提出時点で、希望業種の2年以上の営業の実績が無い場合
(営業の継承がある場合は事前に契約課へ相談してください。)
- (4) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を完納していない場合
- (5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者である場合
- (6) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）未加入業者である場合（建設工事のみ。加入義務がない業者を除く。)
- (7) 退職金共済制度（建退共等）に未加入である等、退職金制度を完備していない場合（建設工事のみ。)

3 希望業種数

「建設工事」及び「測量、建設コンサルタント業務等」を希望する場合、それぞれ

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する業者） | 5業種以内 |
| (2) 県内業者（倉敷市内を除く岡山県内に本社又は本店を有する業者） | 3業種以内 |
| (3) 県外業者（岡山県外に本社又は本店を有する業者） | 3業種以内 |

とし、主として行っている業種順に申請書に記入してください。年度途中での変更及び追加は認めません。

4 提出書類

4ページ「提出書類」のとおり。各種様式等は、契約課ホームページからダウンロード可能です。必ず令和7年度の様式を使用してください。

提出書類は、「A4フラットファイル（縦型）に綴じて提出する書類」と「フラットファイルに綴じずに提出する書類」とに分かれています。整理して提出するとともに、提出漏れ等の無いようにご注意ください。

また、申請書は、「本社契約の場合」と「受任者に契約締結権限を委任する場合」のそれぞれに記入例を用意していますので、参照のうえ、記入漏れ等の無いようにご注意ください。

提出にあたっては、各提出書類間の内容の整合を確認してください。

5 提出方法及び受付期間

(1) 提出方法

所在地区分に関わらず、原則郵送により提出してください。

※郵送方法は指定しませんが、郵送時の事故防止のため、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。

※申請書受付票の返送のため、必ず必要分の切手を貼付し会社宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

(2) 受付期間

令和7年1月14日（火）～令和7年2月28日（金）午後4時まで（必着）

※期間経過後は一切受け付けません。

※郵送時の事故等を理由とする提出期限の延長は一切できません。

(3) 提出（郵送）先

8 問い合わせ先を参照してください。

(4) その他

- ・申請書郵送後、申請書受付票（様式10）が返送されない（又は書類不備等の連絡が無い）場合は、必ず契約課までお問い合わせください。
- ・持参により提出された場合は、お預かりのみで、その場での内容確認はいたしません。
- ・提出要領をよくご覧の上で、不備がないように提出してください。書類不備については、指定した期間内に不備解消できない場合は受け付けませんのでご注意ください。

6 資格審査結果及び適用期間

資格を有すると認められた方について、令和7年6月2日（月）以降に契約課ホームページ及び情報公開室（倉敷市役所 本庁舎高層棟2階）において資格者名簿を公表しますので、確認してください。

なお、登録済通知書等の発行はしませんのでご注意ください。

この申請に基づく入札参加資格は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの間適用します。ただし、電子入札に参加するためには岡山県電子入札共同利用システム上で利用者登録が必要です。（次項（7その他注意事項（4））をご確認ください。）

7 その他注意事項

(1) 契約課ホームページの確認について

「建設工事等 入札・契約制度の概要」及び「登録業者としての遵守事項」等を契約課ホームページに掲載していますので、よく確認のうえ、申請書を提出してください。

また、この提出要領について補足等がある場合は契約課ホームページに掲載しますので、随時確認してください。

(2) 情報提供について

この申請書の内容については、倉敷市水道局及び備南水道企業団に対して情報を提供するものとします。（倉敷市水道局の入札参加資格審査申請書の提出方法については、倉敷市水道局水道総務課（電話 086-426-3655）へ直接お尋ねください。）

(3) 専門業種希望届等について（様式8-1、8-2、8-3 関係）

ライン、法面保護（モルタル・コンクリート吹付工に限る。）又は樋門の入札参加を希望し、「専門業種希望届」（様式8-1）の各業種の登録要件を満たす場合は、必ず提出してください。

※提出の無い方は、原則として当該専門業種に係る入札に参加できません。

(4) 電子入札について

本市が発注するすべての「建設工事」及び「測量、建設コンサルタント業務等」の入札（随意契約を含む。）は、電子入札システムを利用し実施しています。

この案件に参加するには、岡山県電子入札共同利用システム上で利用者登録が必要であり、一般競争入札案件の公告日時時点で利用者登録が完了していなければ参加することができず、利用者登録が完了していなければ指名競争入札案件に指名もされません。

継続して資格者名簿に登載されていても岡山県電子入札共同利用システムへの利用者登録がまだの場合及び今回新規申請される場合は利用者登録をしていただきますようお願いいたします。ただし、今回新規申請される場合は令和7年6月2日（月）以降でなければ利用者登録ができません。

すでに岡山県電子入札共同利用システムを利用し、倉敷市以外の自治体が行う電子入札に参加されている場合でも、倉敷市以外の自治体への利用者登録とは別に、「倉敷市」への利用者登録が必要となります。（詳しくは、岡山県電子入札共同利用システムポータルサイトをご覧ください。）

(5) 事業協同組合で登録希望の方について

組合員名簿（様式指定なし）を提出してください。該当する場合は、別表1内「倉敷市入札参加資格審査申請書（様式1）」の後ろに添付してください。

8 問い合わせ先

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

倉敷市総務局総務部契約課（工事契約担当）

TEL：086-426-3171 FAX：086-426-4234

e-mail アドレス：keiyaku@city.kurashiki.okayama.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keiyaku/>

提出書類

1 A4フラットファイル（縦型）に綴じて提出する書類

*フラットファイル及びインデックスについて

<フラットファイルの仕様等について>

- ・材質が100%紙 [ファイル本体・綴じ具（綴じ足・押さえ板）] のものとします。
樹脂製綴じ具・金属製綴じ具・布製綴じ紐等は不可。
- ・サイズ A4S
- ・綴じ穴数及び間隔 2穴、80mmピッチ程度
- ・色指定なし
- ・参考品 コクヨ フーRK10

<フラットファイルへの商号の記入等について>

- ・ファイルの背表紙には商号又は名称を記入してください。
- ・ファイルの表紙には次の事項を記入してください。
 - 1 商号又は名称
 - 2 工事とコンサルの別（工事とコンサルは別々にファイルを作成してください。）
 - 3 本社所在区分（市内、県内、又は県外）

<インデックスの貼付及び書類の綴じ方について>

提出書類は、別表1の左端の番号を記入したインデックス（見出し）を右端（長辺）に貼付し、番号順に綴じてください。

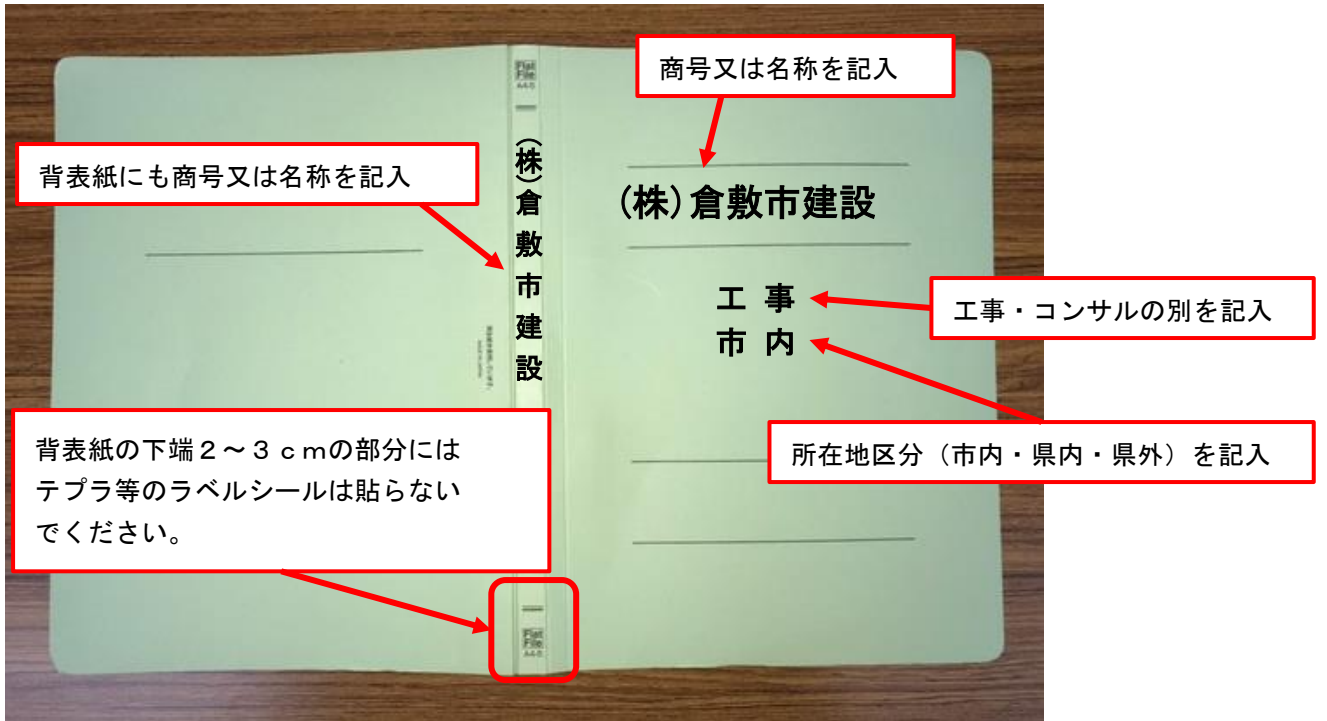
別表1 6番：登録証明書・現況報告書（コンサルのみ）、9番：工事経歴書・測量等実績調書は、業種名を記入したインデックスを各業種の先頭ページに貼付してください。

<補足>

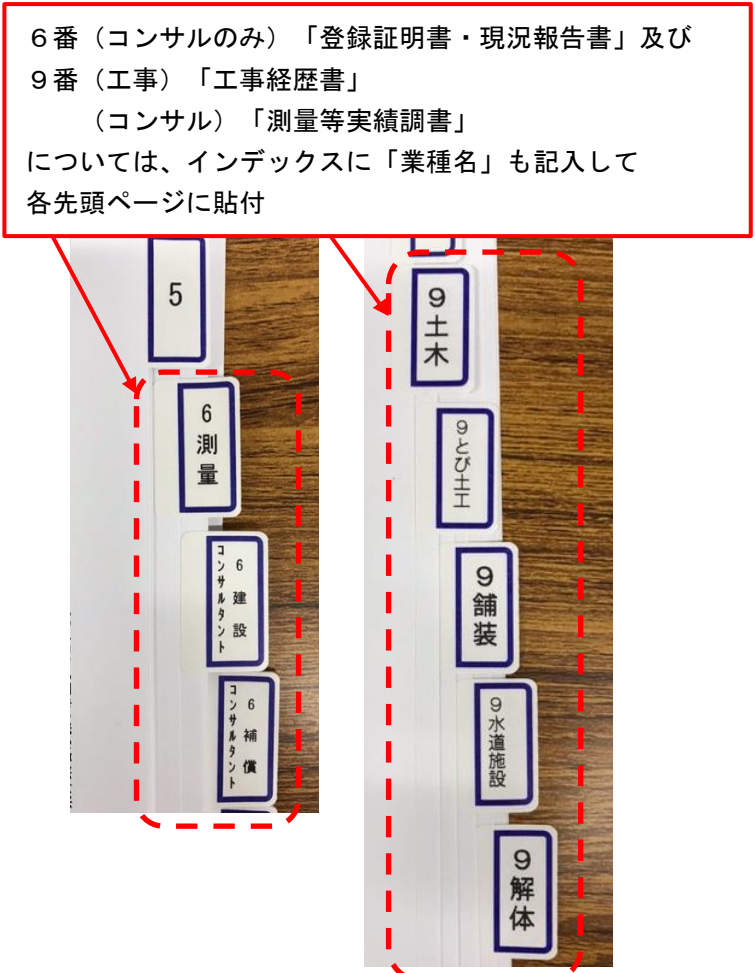
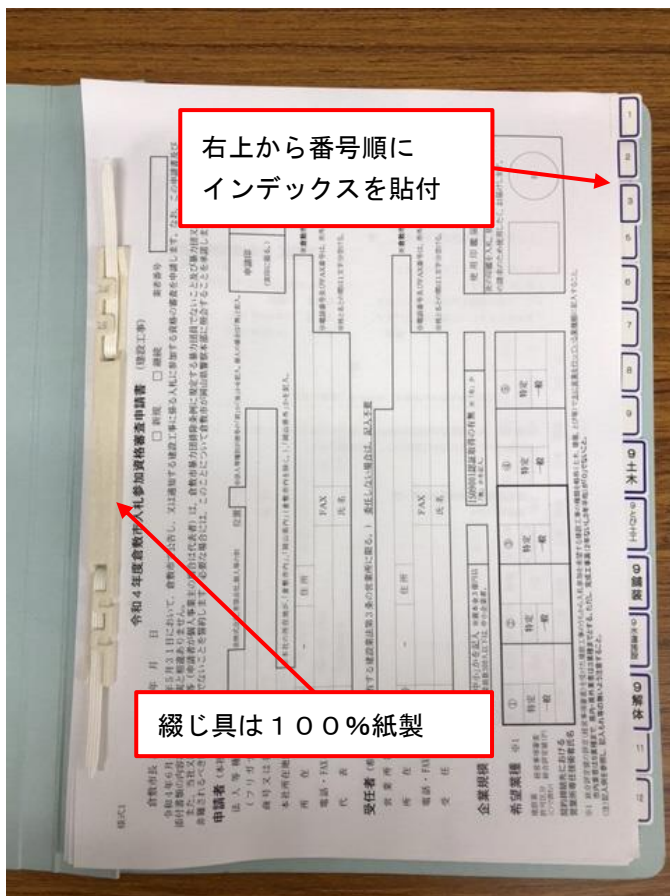
例年「綴じ具が紙製でない」「インデックスが貼付されていない」「受付票や返信用封筒が同封されていない」「返信用封筒に切手が貼付されていない」といったケースが見られます。提出要領に沿った方法でご提出いただきますようお願いいたします。

なお、紙製綴じ具のフラットファイルが入手できない場合は、紙製綴じ紐で結び留めする等の方法で提出してください。また、インデックスにつきましても、書類の添付漏れを防ぐためにも必ず貼付していただくようお願いいたします。

【記入例：ファイル表紙】



【例：インデックス貼付】



注意：付箋は不可。

インデックスを貼るための白紙や仕切りのための色厚紙は挟まないでください。その番号の提出書類の先頭に直接インデックスを貼ってください。

別表 1

(凡例 ○→提出必要 ×→提出不要 △→該当する場合に提出必要)					
番号	提出書類	工事	コンサル	写し	備考
1	倉敷市入札参加資格審査申請書 (様式1) ※必ず令和7年度様式を使用してください。	○	○	不可	<p>申請者は本社の代表者とし、実印を申請印欄に押印してください。また、申請書右下の使用印鑑届欄に必ず使用印を押印してください(実印と同一でも必要)。</p> <p>建設工事の場合、希望業種欄には、建設業法第2条第1項別表に掲げる29業種の中から記入してください。また、営業所専任技術者氏名欄には、<u>契約締結先となる営業所における希望業種ごとの営業所専任技術者(建設業法第7条第2号、第15条第2号の規定による)の氏名を記入してください。</u></p> <p>※<u>契約課ホームページ上の「業者番号一覧」を参照し、申請書右上の業者番号欄に業者番号を記入してください。(新規申請業者を除く。)</u></p> <p>また、申請書左上の日付欄には、<u>申請書提出(郵送)時の日付を事前に記入してください。</u></p> <p>その他、別紙記入例を参照し、<u>記入漏れ等の無いように注意するとともに、他の提出書類との内容の整合を確認してください。</u></p>
2	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書	○	×	可	<p>審査基準日が令和5年7月31日以降のもの。</p> <p><u>左記の書類の「その他の審査項目(社会性等)」欄において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無が、「有」又は「除外」となっていることが条件です。いずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。</u></p> <p>※<u>名簿公表日までに有効期間が満了する場合は、最新の通知書を遅滞なく提出してください。</u></p>
	経営規模等総括表 (様式2)	×	○	可	<p>様式内の「記入上の注意」をよくご覧の上で記入し、申請書(様式1)との内容の整合を確認してください。</p> <p>国土交通省の「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」(「2.1測量等実績高」、「2.2有資格者数(人)」及び「2.3建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」)でも可。様式は以下のURLよりダウンロードできます。 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html</p>
3	印鑑証明書	○	○	可	<p>証明年月日が令和6年11月1日以降のもの。</p>

(凡例 ○→提出必要 ×→提出不要 △→該当する場合に提出必要)					
番号	提出書類	工事	コンサル	写し	備考
4	年間委任状 (様式3、任意の様式でも可)	△	△	不可	<p>入札及び契約締結等の権限を支店長等に委任する場合は必要(「工事」の場合、受任先は、希望業種の許可を有する建設業法第3条の営業所であること。)</p> <p>委任期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までと記入し、倉敷市長あてとしてください。</p> <p>また、委任状右上の日付欄は、<u>申請書提出(郵送)時以前の日付を事前に記入してください。</u></p> <p>※受任者印は、申請書(様式1)の使用印鑑と同一のものを押印してください。</p>
5	技術職員名簿 (経営事項審査申請時(提出書類2の結果通知書の審査申請時)に添付したものの写し) ※以下、市内業者のみの注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・必ず上記申請時の技術職員名簿を提出してください。 ・提出時の最新の名簿になるように、経審申請時から技術者の追加及び削除があった場合は、<u>朱書きで訂正してください。</u>(追加技術者については、<u>資格者証等の写しを添付してください。</u>)また、別会社からの出向者が記載されている場合は朱書きで抹消してください。 ・資格に追加がある場合(名簿に記載可能な2つの資格以外に登録を希望する場合を含む。)は、朱書きで追加し、資格者証等の写しを添付してください。なお、令和5年7月から見直された技術者資格要件により追加する場合の<u>有資格区分コードは「003」とすること。</u> 	○	×	可	<p>直接かつ常時雇用関係がある者のみとします。</p> <p>※市内業者(工事)で、左記のとおり朱書きで技術職員名簿に追加訂正した場合は、雇用関係を確認するため、次に掲げる書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員名簿又は技術者経歴書に記載した者の雇用関係が客観的に確認できる書類(最新の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書又は社会保険の健康保険証の写し) ・後期高齢者の場合は、賃金(給与)台帳の写し(直近3カ月分)及び後期高齢者医療被保険者証又は雇用保険関係書類 <p>※令和6年12月1日までに交付された健康保険証は、退職等で資格を喪失しない限り、最長1年間(令和7年12月1日まで)使用可能です。</p> <p>※被保険者証の写しを提出する際は、被保険者等の記号・番号及び保険者番号にマスキング(黒塗り)を行ったうえで提出してください。(被保険者証によって<u>枝番・QRコードがある場合は、同様にマスキング(黒塗り)が必要</u>です。)</p> <p>※技術者資格要件の見直しについては、国土交通省ホームページをご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00176.html</p>
	技術者経歴書 (様式自由) ※市内業者は、資格者証等の写しを添付してください。	×	○	可	<p>※市内業者(コンサル)は、技術者経歴書登載者全員の雇用関係が確認できる書類(上記参考)を添付してください。</p>

(凡例 ○→提出必要 ×→提出不要 △→該当する場合に提出必要)

番号	提出書類	工事	コピー	写し	備考
6	建設業許可証明書 又は 許可通知書 登録証明書・現況報告書 希望業種について、次の書類を添付してください。 登録証明書 【測量】登録証明書（必須） 【建築設計】 （建築一般、意匠、構造を希望する場合は）一級建築士事務所登録証明書（必須） 現況報告書 【土木設計・地質調査・補償】 （登録があれば） <u>国土交通省の受付印のある現況報告書</u>	○	×	可	業種ごとに特定・一般の別、許可年月日の記載が無い証明書を添付する場合は、最新の許可通知書をあわせて添付してください。 許可の有効期間の満了後、許可更新中の場合は、更新中であることを証明できる書類（受付印を押した申請書等）を添付するものとし、後日正式な許可通知書を提出してください。 ※国土交通省の建設業者検索システムから出力されたPDFのみでも可とします。（ただし、許可の有効期限が切れていない場合に限りです。） <u>※名簿公表日までに有効期間が満了する場合は、最新の許可証を遅滞なく提出してください。有効期間が満了するまでに提出できない場合は、更新中であることがわかる書類の控えを一旦提出し、許可証明書等は届き次第、提出してください。</u>
7	営業所一覧表 （様式自由）	△	△	可	<u>本社以外の営業所がない場合は不要</u> 「工事」については、営業所ごとに営業している業種を明記してください。（契約締結先となる営業所は、希望業種の許可を有する建設業法第3条の営業所であること。）
8	納税証明書（完納証明書） 次の(1)～(4)のうち該当する全ての書類を添付してください。				《(1)～(4)共通事項》 賦課されているすべての税に未納が無いこと。（証明日時点で完納の確認ができない手形等による納付は不可。） また、電子納税証明書の場合は、印刷したもので提出すること。 <u>証明年月日が令和6年11月1日以降のもの。</u>

(凡例 ○→提出必要 ×→提出不要 △→該当する場合に提出必要)

番号	提出書類	工事	コンサル	写し	備考
8 (続き)	(1) 国税	○	○	可	<p>全者必要 ※証明書の様式は「未納の税額がないこと」用。法人はその3の3、個人はその3の2</p> <p>※証明書の申請については国税庁のホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</p> <p>国税については、電子納税証明書のオンラインによる請求・交付が可能です。詳しくは国税庁又はe-Taxホームページをご覧ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/yokuaru_07.htm</p>
	(2) 岡山県税	△	△	可	<p>岡山県内に本社又は支店等を有するなど、岡山県税を賦課されている場合に必要</p> <p>※証明書の様式は「県徴収金の滞納がないこと」用</p>
	(3) 倉敷市税（法人）	△	△	可	<p>倉敷市内に本社又は支店等を有するなど、倉敷市税を賦課されている場合に必要</p> <p>税証明書交付申請書（様式4）により倉敷市役所本庁税制課又は各支所の窓口で申請してください。 ※市税納付後、概ね2週間以内に申請する場合は領収書（写し可）が必要です。</p>
	(4) 倉敷市税（代表者個人）	△	△	可	<p>法人の代表者又は個人事業主が倉敷市税を賦課されている場合に必要</p> <p>税証明書交付申請書（様式4）により倉敷市役所本庁税制課又は各支所の窓口で申請してください。 ※市税納付後、概ね2週間以内に申請する場合は領収書（写し可）が必要です。</p>
9	工事経歴書（様式自由） （経営事項審査申請時に使用した ものでも可）	○	×	可	<p>希望業種について、直近の過去1期分（12ヶ月分） ※業種ごとに分けて記載し、希望業種の各先頭ページに業種名を略称（土木、建築、とび等）で記入したインデックスを付けてください。</p>
	測量等実績調書（様式自由）	×	○	可	
10	財務諸表（法人の場合）、 貸借対照表及び損益計算書（個人 事業主の場合）	×	○	可	<p>直近のものを添付してください。 ※6の現況報告書の添付がある場合は、提出を省略することができます。</p>

(凡例 ○→提出必要 ×→提出不要 △→該当する場合に提出必要)					
番号	提出書類	工事	コト	写し	備考
11	営業用機械器具一覧表 （様式自由） ※所有する営業用機械器具が無い場合は理由書を添付してください。	△	×	可	市内業者のみ必要 営業用の車等も含みます。
12	建設業退職金共済組合等加入証明書 次の(1)～(4)のいずれかの書類を添付してください。 (1) 建設業退職金共済事業加入証明書（一般証明）又は加入・履行証明書 (2) 建退共加入契約書(写)及び証紙購入等の履行がない旨の理由書 (3) 中小企業退職金共済又は商工会議所（商工会）特定退職金共済加入証明書 (4) 未加入の理由書（右記参照）	△	×	可	証明年月日が令和6年11月1日以降のもの。 (1)については、経営規模等評価結果通知書（提出書類2）の「 <u>その他の審査項目（社会性等）</u> 」欄において、「 <u>建設業退職金共済制度の加入の有無</u> 」が「有」となっていれば提出を省略できます。 ※いずれの制度にも未加入で登録を認めるのは、①社内の退職金制度を完備していること、かつ②下請けに出さず自社施工していること又は下請けに出していても日雇労働者を使用していないことを理由とする場合に限りです。 ①②が分かる内容を記載した代表者押印の理由書（写し不可）を添付してください。
13	ISO9001の登録証の写し ※登録範囲や有効期限が登録証のみでは分からない場合は、 <u>附属書類</u> を添付してください。	△	×	可	有効期限が令和7年2月1日以降のものに限ります。 登録範囲が一部の支店等に限られている場合は、原則認められません。
14	【法人の場合】 登記事項証明書	○	○	可	商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 <u>証明年月日が令和6年11月1日以降のもの。</u>
	【個人事業主の場合】 ※代表者について(1)(2)の両方が必要 (1) 身分証明書 (2) 成年後見登記に関する「登記されていないことの証明書」	○	○	可	(1) 身分証明書は破産宣告、後見登記、禁治産等の通知を受けていないことを証明するものです。交付申請については <u>本籍のある市区町村</u> へお尋ねください。 (2) 登記されていないことの証明書は、成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当しないことを証明するものです。交付申請については、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課へお尋ねください。 参考) 岡山地方法務局 TEL 086-224-5656（代表） <u>証明年月日が令和6年11月1日以降のもの。</u>

(凡例 ○→提出必要 ×→提出不要 △→該当する場合に提出必要)

番号	提出書類	工事	コサ	写し	備考
15	登録所在地調べ（様式5-1） 及び 事務所付近見取図（様式5-2）	△	△	可	市内業者、倉敷市内に契約締結先となる営業所を有する者のみ必要 契約締結先となる営業所の現在の写真（3か月以内に撮影されたもの、 <u>カラー</u> に限る。）等を貼付してください。
16	舗装業者表（様式6） ※ <u>2枚ありますので注意してください。</u>	△	×	可	舗装の業種を希望する市内業者のみ必要 別紙「舗装業者表について」に記載の要領に従って記入してください。

2 フラットファイルに綴じずに提出する書類

別表 2

(凡例 ○→提出必要 ×→提出不要 △→該当する場合に提出必要)				
提出書類	工事	コンサル	写し	備考
債権者登録申出書 (様式7)	△	△	不可	新規申請業者のみ必要 (過去、本市 (契約課以外を含む。) への提出がある場合は不要。)
専門業種希望届 (様式8-1) 及び 専門機械の所有状況調べ (様式8-2、8-3)	△	×	不可	ライン、法面保護 (モルタル・コンクリート吹付工に限る。) 又は樋門を希望する場合、「専門業種希望届」の各要件を満たしていること。 また、ライン又は法面保護 (モルタル・コンクリート吹付工に限る。) を希望する場合は、「専門機械の所有状況調べ」を必ず添付してください。 ※写真はカラーに限る。 ※本社の代表者名で記名してください。 (代表者印の押印は不要)
測量、建設コンサルタント業務等希望内訳書 (様式9) ※2枚ありますので、A4用紙に両面コピーして提出してください。	×	○	可	測量、建設コンサルタント業務等を希望する全者必要 <u>令和7年度版を印刷し、記入すること。過去のものを使用しないでください。</u> 様式内の「記入上の注意」をよくご覧の上で記入し、申請書 (様式1) との内容の整合を確認してください。
入札参加資格審査申請書受付票 (様式10) 及び返信用封筒 (切手貼付)	○	○	不可	持参する場合も必要 受付票には、 <u>商号、書類不備等があった際の連絡先及び担当者名 (行政書士が代理で手続する場合は、行政書士事務所の連絡先及び行政書士の氏名)、返送先住所等</u> を必ず記入してください。 <u>返信用封筒には、必要分の切手を貼付し、返送先の宛名を記入してください。</u>